

# 就学援助について

令和7年2月10日

鳥取県立倉吉養護学校 小中学部新・転入生説明会

## 就学援助制度とは？

経済的理由等で小・中学部の児童・生徒の就学にお困りの方を対象に、その必要な費用の一部を市町村が助成する制度です。

### 1 対象者

- ・生活保護（教育扶助）を受けている方
  - ・生活保護が打ち切られた方
  - ・その他経済的に児童生徒を就学させるのにお困りの方
- ※国民年金または国民健康保険の掛金減免措置を受けているご家庭、ひとり親のご家庭等で児童扶養手当を受給されている場合等

### 2 援助内容

- ・健康診断で学校医より、治療勧告を受けた治療に関する医療費（う歯（むし歯）、中耳炎等の特定の疾病のみ）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金の免除

※他に学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費などがありますが、「就学奨励費」で支給されるため医療費のみの援助となります。

### 3 必要書類

- ・「家庭状況調査」
- ・受給資格が確認できる書類等

※家族の収入状況、人数、年齢などにより援助が受けられない場合があります。